

令和6年12月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

1 2 月 の 情 報 提 供

| | |
|---|--------|
| 1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和6年10月分) | ・ ・ 1 |
| 2. 積込先、配送先で困りごと、ありませんか。(トラックGメン、四国運輸局) | ・ ・ 5 |
| 3. 年末年始の交通安全県民運動実施要綱(香川県交通安全県民会議) | ・ ・ 7 |
| 4. 令和6年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目(四国運輸局) | ・ ・ 9 |
| 5. 自主点検表(トラック)について | ・ ・ 14 |
| 6. 新春文化セミナー等開催のご案内について | ・ ・ 20 |
| 7. 令和6年度第2回運行管理者試験のご案内について | ・ ・ 22 |
| 8. 運行管理者試験勉強会の案内について | ・ ・ 29 |
| 9. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内について | ・ ・ 30 |
| 10. 陸運事業者のための安全マネジメント研修のご案内について | ・ ・ 33 |
| 11. 送気マスクの適正な使用等について | ・ ・ 34 |
| 12. 陸災防香川県支部会員の皆様へ | ・ ・ 38 |
| 13. 名簿変更について(令和6年12月) | ・ ・ 39 |

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について
 (令和6年10月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和6年10月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和6年10月の運賃指数の概要

1. 令和6年10月の運賃指数は、前月比3ポイント減、前年同月比13ポイント増の139となった。
2. 10月末現在の求車登録件数は183,399と前年同月比24,032増(15.1%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

| 年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 加入者数 (ID数) | 2,720 | 2,979 | 3,190 | 3,389 | 3,642 | 4,005 | 4,340 | 4,735 | 5,259 |
| 対象成約 件数 | 116,046 | 118,720 | 126,922 | 142,617 | 162,940 | 180,849 | 206,064 | 237,182 | 277,064 |

| 年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 加入者数 (ID数) | 5,694 | 6,062 | 6,401 | 6,551 | 6,396 | 6,495 |
| 対象成約 件数 | 288,956 | 272,250 | 289,573 | 292,118 | 290,891 | 166,075 |

※令和6年度は令和6年10月末現在(以下同様)

2. 荷物情報(求車)件数

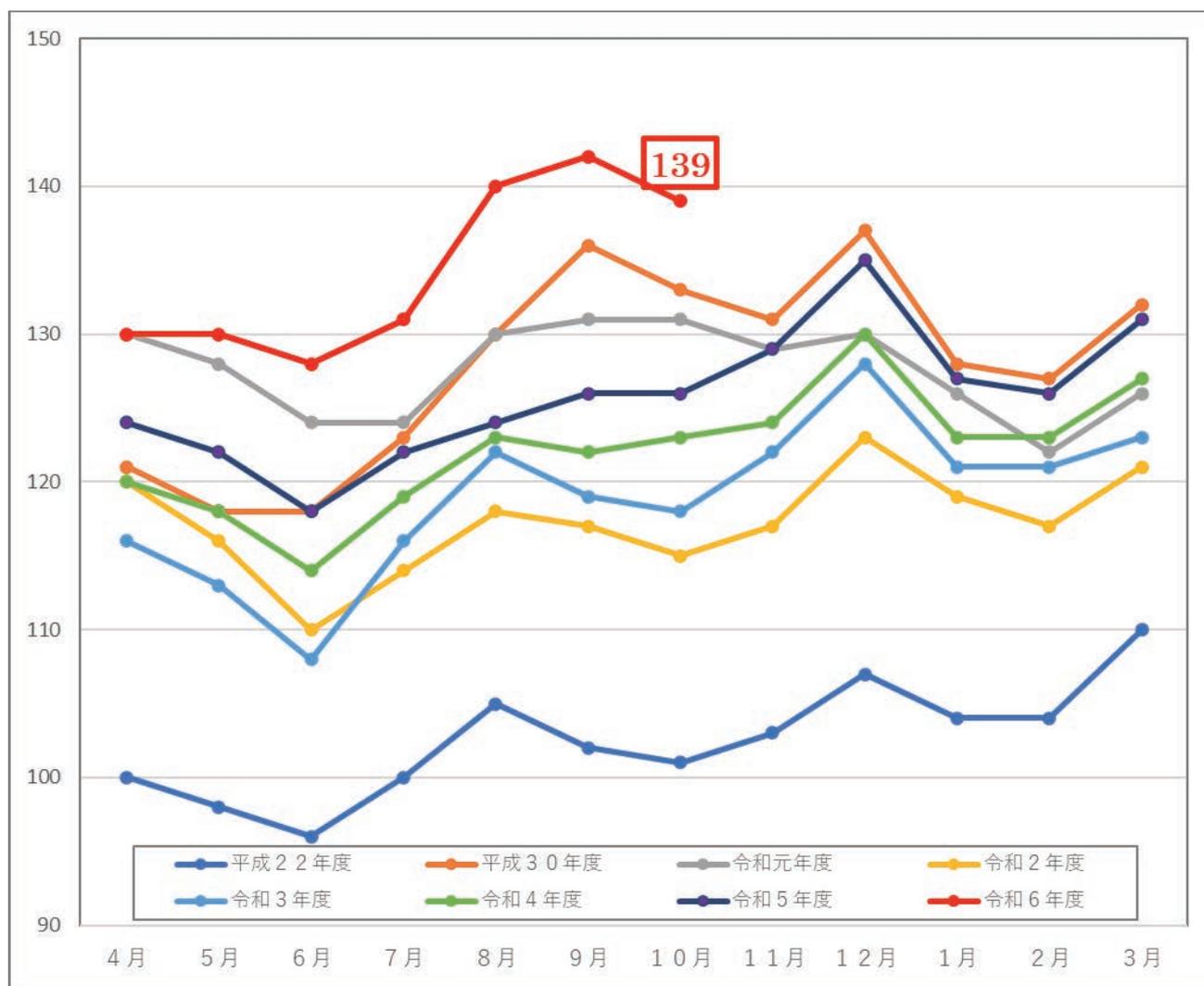
| 年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 登録件数 | 500,764 | 557,137 | 634,610 | 928,734 | 997,204 | 1,051,395 | 1,180,371 | 1,558,945 | 1,927,949 |

| 年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 登録件数 | 1,431,478 | 914,565 | 1,351,844 | 1,644,732 | 1,708,272 | 1,042,058 |

| 荷物情報 (求車) | 令和6年10月 | 前年同月比 | | 前月比 | |
|--------------|---------|----------|-------|---------|-------|
| | | 増減数 | 増減率 | 増減数 | 増減率 |
| 登録件数 | 183,399 | 24,032 | 15.1% | -9,003 | -4.7% |
| 成約件数 | 26,306 | -64 | -0.2% | 3,259 | 14.1% |
| 成約率 | 14.3% | -2.2ポイント | — | 2.4ポイント | — |

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成22年度 | 100 | 98 | 96 | 100 | 105 | 102 | 101 | 103 | 107 | 104 | 104 | 110 |
| 平成23年度 | 111 | 108 | 106 | 109 | 108 | 108 | 106 | 106 | 109 | 105 | 104 | 111 |
| 平成24年度 | 108 | 103 | 102 | 102 | 107 | 107 | 106 | 105 | 112 | 107 | 106 | 113 |
| 平成25年度 | 108 | 106 | 107 | 108 | 112 | 111 | 111 | 115 | 119 | 114 | 115 | 126 |
| 平成26年度 | 114 | 113 | 111 | 115 | 116 | 117 | 119 | 119 | 122 | 116 | 115 | 119 |
| 平成27年度 | 115 | 116 | 114 | 114 | 117 | 117 | 117 | 118 | 121 | 115 | 113 | 117 |
| 平成28年度 | 116 | 115 | 111 | 111 | 116 | 115 | 114 | 115 | 121 | 113 | 114 | 120 |
| 平成29年度 | 115 | 114 | 112 | 113 | 118 | 119 | 118 | 122 | 127 | 119 | 122 | 126 |
| 平成30年度 | 121 | 118 | 118 | 123 | 130 | 136 | 133 | 131 | 137 | 128 | 127 | 132 |
| 令和元年度 | 130 | 128 | 124 | 124 | 130 | 131 | 131 | 129 | 130 | 126 | 122 | 126 |
| 令和2年度 | 120 | 116 | 111 | 113 | 118 | 117 | 115 | 117 | 123 | 119 | 117 | 121 |
| 令和3年度 | 116 | 113 | 108 | 116 | 122 | 119 | 118 | 122 | 128 | 121 | 121 | 123 |
| 令和4年度 | 120 | 118 | 114 | 119 | 123 | 122 | 123 | 124 | 130 | 123 | 123 | 127 |
| 令和5年度 | 124 | 122 | 118 | 122 | 124 | 126 | 126 | 129 | 135 | 127 | 126 | 131 |
| 令和6年度 | 130 | 130 | 128 | 131 | 140 | 142 | 139 | | | | | |

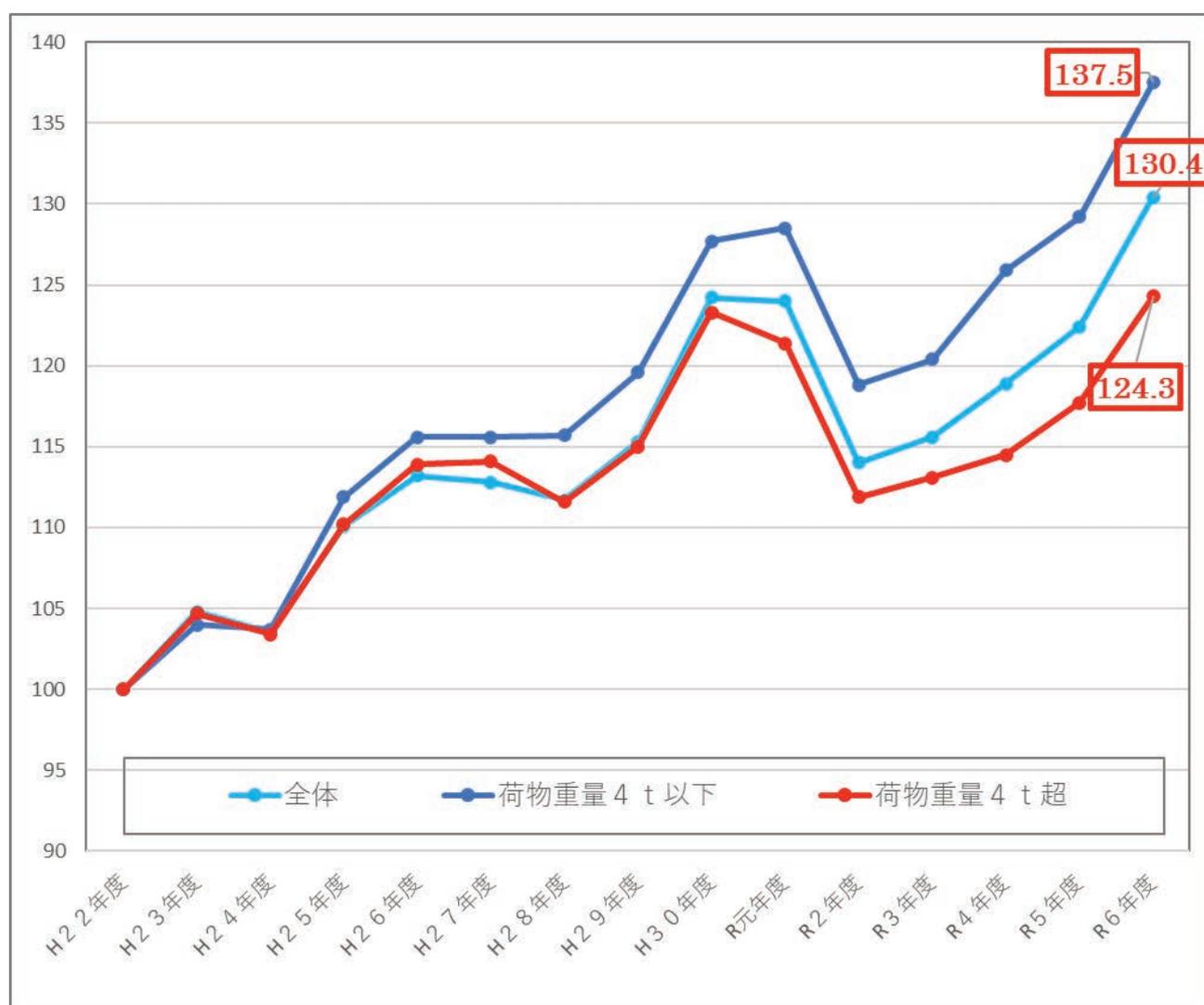


※グラフは平成23年度～平成29年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

| 年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 全体 | 100 | 104.8 | 103.5 | 110.1 | 113.2 | 112.8 | 111.7 | 115.3 | 124.2 |
| 荷物重量 4t以下 | 100 | 104 | 103.7 | 111.9 | 115.6 | 115.6 | 115.7 | 119.6 | 127.7 |
| 荷物重量 4t超 | 100 | 104.7 | 103.4 | 110.2 | 113.9 | 114.1 | 111.6 | 115.0 | 123.3 |

| 年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 全体 | 124 | 114 | 115.6 | 118.8 | 122.4 | 130.4 |
| 荷物重量 4t以下 | 128.5 | 118.8 | 120.4 | 125.8 | 129.2 | 137.5 |
| 荷物重量 4t超 | 121.4 | 111.9 | 113.1 | 114.5 | 117.7 | 124.3 |



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 深田
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
KIT・情報化事業部 武田、松井、岡崎
TEL03-3357-6068

積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

情報ください



「目安箱」
投稿サイト
(国土交通省HP内)

恒常的に長い 荷待ち時間

過労運転防止義務
違反を招くおそれ
があります。



無理な到着 時間の設定

最高速度違反を
招くおそれがあり
ます。

過積載になる ような依頼

過積載運行を招く
おそれがあります。



異常気象時 の運行指示

輸送安全確保義務
違反を招くおそれ
があります。

そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。

- 依頼(契約)にない附带作業 (貨物への値札ラベル貼り、などをさせられるが料金が支払われない。)
- 運賃・料金等の不当な据置き

国土交通省トラックGメンが荷主・元請事業者の**本社**に対して「働きかけ」、「要請」を行い、是正を指導します。

【電話でのご連絡はこちらまで】

国土交通省 四国運輸局 自動車交通部 貨物課 087-802-6773

徳島運輸支局 輸送・監査部門 088-641-4811 香川運輸支局 企画観光・輸送・監査部門 087-882-1357
愛媛運輸支局 輸送・監査部門 089-956-1563 高知運輸支局 輸送・監査部門 088-866-7311



トラックGメン
ポータルサイト
※内容は順次更新中



「トラックGメン」とは…

トラックGメンは、適正運賃の收受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」や、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者**本社**への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

【働きかけ・要請の手順】



【働きかけ後の改善事例】

依頼(契約)になかった付帯作業 (食品製造卸会社・真荷主等)

- 改善策 -
作業範囲、運送料金、作業付帯料金をそれぞれ分けて契約を締結



【要請後の改善事例】

長時間の荷待ち(製造業・発荷主) 働きかけ後の再発により要請実施

- 改善策 -
「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」などを実施



目安箱 (具体的イメージ)

Q1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

- 1. 依頼(契約)になかった付帯作業
 - 2. 依頼にはなかった付帯業務
 - 3. 依頼にはなかった作業
 - 4. 依頼にはなかった作業
 - 5. 依頼にはなかった作業
 - 6. 依頼にはなかった作業
 - 7. 依頼にはなかった作業
 - 8. 依頼にはなかった作業
 - 9. 依頼にはなかった作業
 - 10. その他、コンプライアンス的に問題と認められるもの
- (内容: _____)
※複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。

Q2. 記入例を参考にしながら、ご意見・事例を具体的に記入ください。

| | |
|------------|--|
| 【記入項目と記入例】 | |
| トラックの種類 | トラックの大きさ トラックの形態 |
| いつ | 年 月 日 |
| 荷主 | <記入例> 「国土交通省」・「西ヶ原建設(元請)」・(記入せず) |
| 場所 | <記入例> 1. 「東京都千代田区西ヶ原2丁目」の「西ヶ原3物流センター」 2. 「神奈川県横浜市都筑区」の「神奈川運輸支局(株)系列の物流倉庫」 3. 「東京都千代田区」の「小糸系の物流センター」 (注1) 荷主名のご記入が難しい場合は、上記記入例のように住所と場所をご記入下さい。 (注2) 可能な限り、荷主名及び場所のご記入をお願い致しますが、どうしてもご記入できない場合は、荷主名(又は商標)をご記入ください。 |
| 内容 | 【自由記入欄】 記入例1 「16時」に到着指定され、定時に着いたのに「3時間」以上待たされた。 記入例2 当日、予定にない荷役「2/1レット」を追加で積み依頼された。 記入例3 「17時前後」と聞いていたのに「午前」だった。 記入例4 荷主がGPS追跡器を使用した分の料金を負担する条件であったのに「高送料金を負担」してくれなかった。 |

トラックGメンの適切な活動のため、目安箱への投稿をお願いします。

投稿いただきたい内容

- ご意見・事例の分類
 - ・・・長時間の荷待ち、依頼にない付帯業務など
- ご意見・事例の具体的な内容
 - ・・・いつ、どこで、誰から、どのようなことをさせられたか
- 貨物の種類
 - ・・・加工食品、日用品、機械・機械部品など
- 発着荷主の業態
 - ・・・農林漁業、鉱業・砕石業・砂利採取業など
- 投稿者の情報
 - ・・・会社名、お名前、ご職業、ご連絡先など
 - ※「国土交通省からの連絡可否」において、「連絡不可」を選択いただいた場合、ご連絡を差し上げることはありません。

※荷主等(働きかけ・要請の対象)から情報提供元が特定されないように配慮します。

年末年始の

交通安全県民運動

令和6年12月10日(火)～令和7年1月10日(金)

運動の基本

交通死亡事故の抑止

運動重点

- 夕暮れ時・夜間の交通事故防止と飲酒運転等の根絶
- 高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底



<小学校高学年の部>
高松市立新番丁小学校4年
うるしはら りく
漆原 陸さん



<小学校低学年の部>
高松市立花園小学校3年
よしおか しぐれ
吉岡 祉久希さん



<中学校の部>
坂出市立坂出中学校1年
おおにし りおな
大西 莉央奈さん

香川県交通安全県民会議

夕暮れ時・夜間の 交通事故防止と 飲酒運転等の根絶

○歩行者は反射材の着用、
ドライバーは早めのライト
点灯とハイビームの活用を
心がけましょう。



○飲酒運転は重大な犯罪です！

- ①お酒を飲んだら
「運転しない」
- ②運転する人には
「お酒を飲ませない」
- ③お酒を飲んだ人には
「運転させない」



高齢者の安全な通行の確保と 高齢運転者の交通事故防止

○加齢により、素早
い行動が取りにく
くなっていること
を理解し、慎重な
運転や通行を心が
けましょう。



○運転に不安を感じたら、
安全運転相談ダイヤル
「#8080（シャープハレバレ）」
に相談しましょう。

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

○「自転車安全利用五則」を守りましょう！

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



○自転車、特定小型原動機付自転車に乗る
時は、乗車用ヘルメット着用が「努力義
務」です。自分の命を守るために必ず着
用し、交通ルールを守って安全走行しま
しょう。



後部座席を含めた全ての座席の シートベルト着用と チャイルドシートの正しい使用の徹底



- シートベルトは全ての
座席で着用しましょう！
- 6歳未満の幼児には
チャイルドシートを
正しく使用しましょう！

一人ひとりの安全が、
香川県で暮らすみんなの安心に！



※使用しているイラストは、令和6年度交通安全意識高揚ポスターコンクール入賞作品です。

令和6年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目
～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～

四 国 運 輸 局
令和6年11月6日

第1 目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

(運輸)

本年1月、羽田空港のC滑走路において航空機同士が衝突し、海上保安庁機の乗員6名のうち、5名が死亡する事故が発生した。同事故を踏まえ、同月に、まず直ちに取り組むことが出来る安全・安心対策として、「航空の安全・安心確保に向けた緊急対策」を取りまとめるとともに、「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」を設置し、6月に安全・安心対策に係る中間取りまとめを公表し、これに基づいた取組を進めている。今後、運輸安全委員会による事故調査も踏まえながら、更なる安全・安心対策を推進し、航空の安全・安心の確保に取り組んでいく。

また、令和4年4月に北海道知床で発生した遊覧船事故を受けて、「知床遊覧船事故対策検討委員会」において取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」について、実施可能なものから速やかに実行するとともに、その進捗についてフォローアップを実施しているところである。

このような事故をはじめ、これまでに発生した事故や、豪雨、台風等による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところであるが、輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るため、全てのモードにおいて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であり、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を着実に実施しながら、安全意識を向上させる必要がある。

(危機管理)

テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増している。我が国においては、令和7年に大阪・関西万博

の開催等も見据え、さらなる対応力の向上が図られるよう、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。さらに、新型インフルエンザ等感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画が策定されている。これらを踏まえ、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下「総点検」という。）を実施する。

第2 期間

令和6年12月10日（火）～ 令和7年1月10日（金）

第3 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の項目に特に留意する。

（運輸）

- 1 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- 2 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

（危機管理）

- 3 テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- 4 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

第4 輸送等機関別の点検事項

- 1 鉄軌道交通関係（索道含む）
 - （1）安全管理（乗務員に対する指導監督体制、施設・車両の保守管理体制）の実施状況
 - （2）施設・車両の保守及び整備（実施基準等の遵守）の実施状況
 - （3）地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
 - （4）プラットホームにおける人身障害事故防止対策の実施状況（ホームにおける安全確認及び必要に応じた声かけ、車内放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況）
 - （5）「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた、防犯カメラによる監視、駅構内・

列車内及び沿線の重要施設（運転指令所・車両基地等）等の巡回等の実施状況、テロ発生等の緊急時の通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生等の緊急事態を想定した訓練の実施状況

(6) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

2 自動車交通関係

- (1) 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- (2) 運行管理（飲酒運転、過労運転及び健康起因事故の防止、点呼の実施、運転者に対する指導監督）の実施状況
- (3) 整備管理（車両の日常点検整備、定期点検整備等）の実施状況（特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）
- (4) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- (5) バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況
- (6) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- (7) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- (8) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

3 海上交通関係

- (1) 法令及び安全管理規程（特に、安全方針及び安全重点施策の策定・見直し、安全統括管理者及び運航管理者の選任に関する事項、気象海象条件を踏まえた運航の可否判断・航行中止の判断、乗組員の健康状態及び過労状態の把握）の確実な遵守状況
- (2) 安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況（特に火災対策（消火器等の点検、避難誘導訓練の実施）、荒天時の体制の準備状況（適切な情報収集体制、適切な当直体制）、飲酒対策の実施状況）
- (3) 旅客船等のターミナル、港湾施設等の保守点検の実施状況
- (4) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備状況及び通信設備・通信環境の確認
- (5) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（注：外航船の場合、テロには海賊行為を含む）
- (6) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

4 利用運送業関係

- (1) 危険物輸送を管理するための体制整備状況
- (2) テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況
- (3) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

第5 総点検実施方法

1 四国運輸局は、関係事業者に対し総点検実施項目等を示し、立入等の実施によってその実施状況を点検し、併せて事業者自らの安全に関する業務の体制及び実施状況について総点検を実施させるものとする。

総点検実施項目または点検表は、各輸送機関別に本省各局等が作成した実施計画において定めるとおりとする。

2 四国運輸局は、警察官署、海上保安官署その他の関係行政機関との密接な連絡を行うとともに、その協力を得て総点検を実施するものとする。

また、各運輸支局及び海事事務所と調整のうえ、査察対象事業者を選定し、総点検の実施状況を確認するものとする。

3 四国運輸局は、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等との調整の上、街頭検査等において必要な指導、取締りを行うものとする。

4 関係事業者は、総点検の実施を、現場機関のみに任せることなく、総点検最高責任者を選任し、事前に十分な計画を定めるとともに、所定の自主点検表を活用した点検を実施するものとする。

5 関係事業者は、重点点検事項については、特に入念な点検を行うこととする。

6 関係事業者は、総点検において発見された不備事項については、早期改善について厳正な態度で臨み、適切な措置を行うこととする。

第6 報告

1 運輸支局又は海事事務所が所管している関係事業者は、各運輸支局長又は各海事事務所長が定める期間内に、総点検の実施状況を自主点検表により報告するものとする。

2 四国運輸局が所管している関係事業者は、四国運輸局長あて令和7年1月20日（月）までに、それぞれの様式により総点検の実施状況を報告するものとする。

3 各運輸支局長及び各海事事務所長は、所管する関係事業者からの報告をまとめ、自ら実施した総点検の結果及びこれらに対する所見を付して、令和7年1月27日（月）までに四国運輸局長あて報告するものとする。

なお、報告の様式は、輸送機関別毎に本省各局等が作成した実施計画において定める様式とする。

4 事業者からの報告の際は、今般の総点検に対する経営トップを含む幹部の取組み状況についても併せて報告させるものとする。

なお、事業者が自主点検を実施した結果、安全上の問題点等が判明し、事業者自ら改善することができた事例等がある場合には、当該事例等についても併せて報告させるものとする。

自主点検表(トラック)

事業所名: _____

点検実施日: _____

| 重点点検事項 | | 点検結果 | 問題点があればその内容と講じた措置等 |
|---|---|------|--------------------|
| 2. 健康管理体制の状況 | | | |
| (1) | 定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。) | | |
| (2) | 医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。 | | |
| (3) | 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示 | | |
| (4) | 運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。 | | |
| (5) | 脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。) | | |
| 3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況 | | | |
| (1) | 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。 | | |
| (3) | 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。 | | |
| 4. 運転者に飲酒運転や薬物運転を行わせないための安全対策の実施状況 | | | |
| (1) | 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。 | | |
| (2) | 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。 | | |
| (3) | 「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」に基づき、運転者への飲酒運転対策の理解促進、アルコール依存症のスクリーニング検査の実施および日頃の点呼等を通じて、アルコール依存等の運転者の状態把握に努めているか。 | | |
| (4) | 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。 | | |
| (5) | 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。 | | |
| (6) | 運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入っていない場合は○を記載。) | | |

| 5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況 | | | |
|---------------------------|---|--|--|
| (1) | 車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。 | | |
| (2) | 自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。 | | |
| (3) | 大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。 なお、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を所有していない場合は「○」を記載する。 | | |
| (4) | 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者を実施させているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。 | | |
| (5) | 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、自社でタイヤ脱着作業を行った場合には、大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」で定めるタイヤ脱着作業管理表等を用い、適切なタイヤ脱着作業の結果を記録しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。 | | |
| (6) | 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、冬用タイヤへの交換等タイヤの脱着作業を実施した後、50km～100km走行後にトルクレンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。 | | |
| (7) | 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音、又はインジケータやマーキングを用いた目視により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について確認しているか(特に車輪脱落事故の多い左後輪)。併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」等についても点検を行っているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。 | | |
| (8) | 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着時にホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆や汚れの状況を確認し、錆や汚れを除去した上で、必要箇所に潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、錆や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。  | | |
| (9) | 保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をし、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。 | | |
| (10) | スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。) | | |
| 6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況 | | | |
| (1) | 気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。 | | |
| (2) | 冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認を行っているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。 | | |
| (3) | 大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。 | | |

| 点検事項 | | 点検結果 | 問題点があればその内容と講じた措置等 |
|----------------------------------|---|------|--------------------|
| 1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況 | | | |
| (1) | 点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。 | | |
| (2) | 適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。 | | |
| (3) | 事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。 | | |
| (4) | 運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。 | | |
| (5) | 過積載運行等の防止を図っているか。 | | |
| (6) | 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、点滅灯火の取付け等)の防止が徹底されているか。 | | |
| (7) | 交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。 ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。 | | |
| (8) | 路上横臥者との轢過事故等を防止するため、夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯(上向き)とすれ違い前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行すること。 | | |
| 2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況 | | | |
| (1) | コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。) | | |
| (2) | トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。) | | |
| (3) | 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。) | | |
| (4) | 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。) | | |
| (5) | 国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者へ連絡するよう運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。) | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| 4. 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況 | | | |
| (1) | 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。 | | |
| (2) | 自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。 | | |
| (3) | 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。 | | |
| (4) | 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。 | | |
| 5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況 | | | |
| (1) | 始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。 | | |
| (2) | 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。 | | |
| 6. 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況 | | | |
| (2) | 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。 | | |
| (3) | インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。 | | |

| 点検項目 | 実施回数 | 備考 |
|------------------------------|------|----|
| 総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数 | | |

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

※返信先 (一社)香川県トラック協会 適正化事業課 FAX(087)821-4974

年末年始の輸送等に関する安全総点検表

事業所名：

点検実施日：令和 年 月 日

| 点検項目 | 点検結果 |
|--------------------------|------|
| 1. 緊急地震速報の収集・伝達体制 | |
| ①緊急地震速報の収集体制 | |
| ②緊急地震速報の伝達体制 | |
| 2. 気象警報等の収集・伝達体制 | |
| ①気象警報等の収集体制 | |
| ②気象警報等の伝達体制 | |

※返信先 (一社)香川県トラック協会 適正化事業課 FAX(087)821-4974

【記載例】

年末年始の輸送等に関する安全総点検表

事業所名 : □□運送株式会社 本社営業所

点検実施日: 令和○年△月×日

| 点検項目 | 点検結果 |
|--------------------------|---|
| 1. 緊急地震速報の収集・伝達体制 | |
| ①緊急地震速報の収集体制 | ○情報の収集方法について具体的に記載ください。 (例)ニュース番組、インターネットなど |
| ②緊急地震速報の伝達体制 | ○収集した情報の周知方法について具体的に記載ください。 (例)電話、メール、点呼時、社内共有システムなど |
| 2. 気象警報等の収集・伝達体制 | |
| ①気象警報等の収集体制 | ○情報の収集方法について具体的に記載ください。 (例)ニュース番組、インターネットなど |
| ②気象警報等の伝達体制 | ○収集した情報の周知方法について具体的に記載ください。 (例)電話、メール、点呼時、社内共有システムなど |

令和6年12月1日

会員 各位

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣

新春文化セミナー等開催のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、下記の要領にて「新春文化セミナー」を開催する運びとなりました。セミナー終了後には、関係団体及び会員相互の交流を図ることを目的に、新春賀詞交歓会も併せて開催致します。

参加をご希望される方は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、12月20日（金）までにFAX（087-821-4974）にてお申し込みください。

敬具

記

I. 「新春文化セミナー」

1. 開催日時 令和7年1月14日（火） 15時30分～16時50分
2. 開催場所 ホテルパールガーデン 本館2階 讃岐
高松市福岡町2丁目2-1
3. 内 容
 - ①開会挨拶 香川県トラック協会副会長
 - ②来賓挨拶 香川運輸支局長
 - ③記念講演 テーマ 「業界に元気と活力を」
講 師 松本 明子氏、桂 こけ枝氏

《セミナー終了後》

II. 「新春賀詞交歓会」

1. 時間・場所 17時～18時30分 新館6階 インペリアル
2. 交流形式 立食ビュッフェスタイル

III. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会 管理課（担当 三好、明石）
電話番号 087-851-6381

以上

令和 年 月 日

一般社団法人香川県トラック協会 管理課 行

新春文化セミナー等出席申込書

令和7年1月14日（火）に開催される「新春文化セミナー」等に

- 出席します。
（ 新春文化セミナー、新春賀詞交歓会ともに参加）
（ 新春文化セミナーのみ参加）

（会員事業者）

事業者名 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

（荷主企業）

事業者名 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

※ お手数ですが、令和6年12月20日（金）までにFAXにてご返信ください。
（返信先FAX番号：087-821-4974）

令和6年度 第2回 運行管理者試験のご案内

試験方法は「CBT 試験」で行います。(筆記による試験は実施しません。)

- CBT 試験とは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験方法のことです。(CBT = Computer Based Testing) 問題用紙やマークシートを使用せず、パソコンの画面に表示される問題を見てマウス等を用いて解答する試験です。

試験会場



問題画面 (イメージ)



- 試験会場と日時は指定された範囲内で申請者が選択できます。また、空きがあれば試験会場と日時を変更することができます。

会場日時予約画面 (イメージ)

会場・日時選択

個人情報確認 試験情報入力 会場・日時選択 支払方法選択 予約内容の確認 確認書の表示メールの送信

検索条件

試験日 年 月 日 カレンダー表示はこちら
現在 2024/09/30 ~ 2024/10/29 の試験予約が可能です。

国選択

地域選択

会場名

会場検索実行

【検索結果】

受験する会場の試験開始時間を選択してください。

試験日 2024/10/22

■ : 空席あり ■ : 若干の空席あり ■ : 選択不可 ■ : 非開催

ご希望の会場の開始時間をクリックしてください。

| 試験開始時間 | 09:15 | 10:00 | 10:45 | 11:30 | 12:15 | 13:00 | 13:45 | 14:30 | 15:15 | 16:00 | 16:45 | 17:30 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 御茶ノ水ソラシティE | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 御茶ノ水ソラシティC | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

申請方法

インターネット申請 (書面での申請はできません。)

複数回の試験を申込みことはできません。貨物試験、旅客試験を含めて一人1回限りです。

申請の受付期間

令和6年12月9日(月)～令和7年1月15日(水)

試験日時

令和7年2月15日(土)～3月16日(日)の間で、CBT 試験専用サイトにて指定された試験会場、日時から申請者が選べます。(試験結果は4月2日に公表する予定です。)

試験会場

貨物試験、旅客試験とも全国47都道府県にある試験会場で受験できます。

受験手数料等

6,000円 (非課税)

この他、次のうちいずれか1つの費用が別途必要となります。

- ・新規受験申請：660円 (税込) (システム利用料)
- ・再受験申請：860円 (税込) (システム利用料、事務手数料)

試験結果レポートを希望される方は、さらに次の費用が必要となります。

- ・試験結果レポート手数料：140円 (税込)

受験資格

実務経験者

- ・自動車運送事業 (貨物軽自動車運送事業を除く。) の用に供する事業用自動車又は特定第二种貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方
- ### 基礎講習修了者

- ・国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了 (修了予定の方は、令和7年2月5日までに修了) した方

CBT 試験の流れ

受験申請サイト

STEP 01 受験の申請

申請情報入力



試験センター

受験申込受付

受験の申請に必要な情報を入力します。

- メールアドレスの登録・確認
 - 申請情報の入力
 - 受験資格情報の入力
- *実務経験1年以上の受験資格で申請する場合は、実務経験承認者の情報が必要です。
*基礎講習修了予定で申請する場合は、講習修了後、速やかに基礎講習修了証等をアップロードしてください。
- 本人確認書類・顔写真のアップロード
- 申込が受理されると、運行管理者試験センターから「受験申請受付のお知らせ」のメールが届きます。

STEP 02 書類の審査

審査中



審査完了

提出書類の審査が完了するまでお待ちください。

- *基礎講習修了予定で申請する場合、基礎講習修了証等の写しが未提出の方は書類の審査が完了しません。また、令和7年2月5日までに基礎講習修了証等の写しが未提出の方は受験できません。

STEP 03 書類審査完了のご案内



次に試験会場と日時の予約へ

試験センター

提出書類の審査完了後に運行管理者試験センターから「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約し受験手数料等を支払ってください。

***STEP1～6までの手続を行わないと、受験の申請手続が完了しませんのでご注意ください。**

CBT 試験専用サイト

STEP 04 CBT試験専用サイトへアクセス

CBT 試験専用サイトの会場予約画面



CBT

「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールに記載されている受験申請サイト内の個人認証画面にアクセスし、「受験申請受付のお知らせ」のメールに記載された申請者配布番号、氏名(カナ)、生年月日を入力して「確認」ボタンを押すと申請情報の画面が表示されます。次に同画面の「試験会場の予約/受験手数料等の支払」ボタンを押して、CBT 試験専用サイトの予約試験一覧画面から「試験を予約する」ボタンを押して、会場予約を開始してください。

STEP 05 試験会場と日時の選択・お支払

会場・日時の予約



CBT

希望する試験会場及び日時を選択・予約したのち、受験手数料等の入金の手続きをしてください。支払方法は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済から選択できます。

- *支払方法がコンビニ決済、ペイジー決済の場合は、令和7年2月14日までに試験会場等の予約をして、会場予約時に送られるメールに記載された支払期限までに受験手数料等の支払いを完了してください。
- *支払方法がクレジットカード決済の場合は、令和7年2月14日までに試験会場等の予約及び受験手数料等の支払を完了してください。

STEP 06 申請手続完了

受験確認書



受験確認書メール

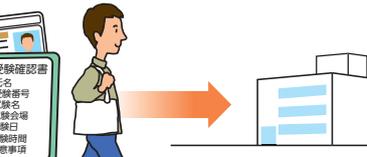
CBT

入金完了後、試験会場の案内等が記載された「受験確認書」がメールで送信されます。

- *受験確認書メールが届かない場合は、手続きが完了していない場合がありますので、下記問い合わせ先の運行管理者試験コールセンターまでご連絡ください。なお、受験確認書は郵送されません。

試験当日

STEP 07 試験当日



受験確認書メールに記載された日時に、顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)及び受験確認書メール(スマートフォンに表示も可)を持参のうえ、予約した試験会場へ来場し、受験してください。(受験確認書メールを持参しなくても受験は可能です。試験会場、試験日時、注意事項等についてご確認ください。)

- *試験当日、受付時に顔写真付き本人確認書類を提示いただけない場合は、いかなる理由でも受験できません。
- *試験会場には受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

CBT 試験の体験版はこちらから

<https://www.prometric-jp.com/personal/unkan/procedure/>



申請手続きの詳細は、運行管理者試験センターのホームページを参照してください。

ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>



【お問い合わせ】 運行管理者試験コールセンター

TEL 03-6635-9400
(平日9時～17時はオペレータ対応)

申請に関するお問い合わせは1番、試験会場予約及び試験当日に関するお問い合わせは2番を押してください。
*オペレータ対応時間外は自動音声案内のみの対応となります。

令和6年度第2回運行管理者試験のご案内

—国土交通大臣指定試験機関—

NECO

公益財団法人
運行管理者試験センター
The National Examination Center for Motor Vehicle Operation Manager

I. 令和6年度第2回運行管理者試験の概要

1. 試験日時

令和7年2月15日(土)～3月16日(日)

(試験会場等の予約の際に希望する日時を選択：試験時間90分間)

2. 試験の種類

① 貨物自動車運送事業の試験(以下「貨物試験」という。)

② 旅客自動車運送事業の試験(以下「旅客試験」という。)

(注) 複数回の試験を申込みことはできません。貨物試験、旅客試験を含めて一人1回限りです。

3. 試験方法及び受験申請の方法等

(1) 試験方法

CBT試験*で行います。(注) 筆記試験は実施しません。

*CBT試験とは、問題用紙やマークシートなどの紙を使用せず、パソコンの画面に表示される問題に対しマウス等を用いて解答する試験です。受験申請者は、提出書類審査完了後に複数の試験実施日時や試験会場の中から、受験する会場と日時を選択できます。

(2) 受験申請の方法等

① 受験申請の方法及び受付期間

ア 受験申請の方法

(ア) 新規受験、再受験ともインターネット申請に限ります。

(イ) (公財) 運行管理者試験センター(以下「試験センター」という。)のホームページから申請できます。(詳細はⅦ.参照)

イ 受付期間：令和6年12月9日(月)～令和7年1月15日(水)

② 試験地及び試験会場

ア 試験地：全国47都道府県にある試験会場で受験できます。

イ 試験会場

(ア) 試験会場は、会場日時を予約する際に選択した試験会場となります。

(イ) 試験会場の座席の確保状況やお申込み状況などにより、満席となることがありますのでお早めにお申し込みください。

(ウ) インターネット申請で提出した書類の審査が完了すると、試験センターから会場予約等手続きのご案内メールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約してください。

(注) 受験資格を基礎講習修了予定で申請する場合には、試験の種類に応じた基礎講習を修了し、基礎講習修了証書(写)又は運行管理者講習手帳(写)を提出後、提出書類の審査が完了するまで、試験会場等の予約ができません。

③ 受験手数料等の支払方法

受験手数料等は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済での支払ができます。

④ 受験確認書メールの送付

試験会場の予約完了後、試験会場及び日時が記載された受験確認書メールが送信されます。

⑤ 試験結果発表(試験結果通知書は発表日に郵送します。)

試験結果発表日：令和7年4月2日(水)(予定)

(合格者は試験センターのホームページに受験番号を掲載します。)

II. 受験資格

次表の試験の種類に応じてそれぞれに、貨物試験は（１）又は（２）、旅客試験は（３）又は（４）のいずれか一つの要件を満たしていることが必要です。

| 試験の種類 | 受験資格の種類 | 内 容 |
|-------|------------------------------|---|
| 貨物試験 | （１）貨物又は旅客自動車 運送事業の実務経験者 | 試験日の前日において、自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車（緑色のナンバーの車）の運行管理に関し、１年以上の実務の経験を有する方 〔①事業用自動車の運転業務、②営業、③総務、経理等の管理業務等は、事業用自動車の運行の管理についての実務経験に該当しませんので、ご注意ください。〕 |
| | （２）基礎講習（貨物）修了者 （又は修了予定の方） | 貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき国土交通大臣から認定された講習実施機関で基礎講習を修了した方 |
| 旅客試験 | （３）貨物又は旅客自動車 運送事業の実務経験者 | 試験日の前日において、自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車（緑色のナンバーの車）の運行管理に関し、１年以上の実務の経験を有する方 〔①事業用自動車の運転業務、②営業、③総務、経理等の管理業務等は、事業用自動車の運行の管理についての実務経験に該当しませんので、ご注意ください。〕 |
| | （４）基礎講習（旅客）修了者 （又は修了予定の方） | 旅客自動車運送事業運輸規則に基づき国土交通大臣から認定された講習実施機関で基礎講習を修了した方 |

注（１）（２）及び（４）の要件は、国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成７年４月１日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了した方に限ります。

- （２）主な講習実施機関の連絡先は、試験センターのホームページ又は国土交通省のホームページを参照ください。
- （３）「基礎講習修了予定」として受験申請を行う場合には、令和７年２月５日（水）までに試験の種類に応じた基礎講習を修了し、基礎講習修了証書（写）又は運行管理者講習手帳（写）を提出する必要があります。
- （４）基礎講習の受講申込み手続きと、運行管理者試験の申請は別の手続きです。

III. 試験の内容

次表に掲げる出題分野ごとの法令等（法律に基づく命令等を含む。）について出題します。

| 出 題 分 野 | 出題数 |
|--------------------------------------|-----|
| （１）貨物自動車運送事業法関係（貨物試験）又は道路運送法関係（旅客試験） | ８ |
| （２）道路運送車両法関係 | ４ |
| （３）道路交通法関係 | ５ |
| （４）労働基準法関係 | ６ |
| （５）その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力 | ７ |
| 合 計 | ３０ |

IV. 合格基準

次の（１）及び（２）の両基準を満たすことが必要です。

- （１）原則として、総得点が満点の６０％（３０問中１８問）以上であること。
- （２）上記表の出題分野ごとの正解問数が、（１）～（４）は１問以上、（５）は２問以上であること。

V. 受験申請に必要な添付書面等

次の(1)～(3)の添付書面等の提出(「申請サイト」への電子データのアップロード)が必要です。
 なお、再受験申請では(1)及び(2)の書面等の提出は不要です。

(1) 受験資格を証明する書面等

| 受験資格の種類 | 提出(アップロード)が必要な添付書面等 |
|--------------|--|
| ア. 実務経験者 | ・実務経験の期間等に関する証明 |
| イ. 基礎講習修了者 | ・試験の種類に応じた、次の(ア)又は(イ)のいずれか一つ (ア) 基礎講習修了証書* (写) (イ) 運行管理者講習手帳* (講習手帳の発行者が記載された箇所(1ページ)及び受講者の氏名等が記載され、かつ、写真が貼付された箇所(2ページ)並びに基礎講習を修了したことが証明された箇所(3ページ以降)の写) ※平成27年1月以降の基礎講習修了証書又は運行管理者講習手帳は、基礎講習修了番号に(貨物)又は(旅客)の種類が記載されています。申請の際は、試験の種類に応じた基礎講習の種類に注意してください。 |
| ウ. 基礎講習受講予定者 | ・上欄イ.の必要添付書面等と同じ。((ア)又は(イ)のいずれか一つ) (注) 基礎講習実施機関で試験の種類に応じた <u>基礎講習を令和7年2月5日(水)までに修了</u> してください。 <u>また、基礎講習修了後は、直ちに、「新規受験申請サイト」から基礎講習修了証書又は運行管理者講習手帳をアップロードしてください。</u> |

(2) 受験者を証明する書面

次の①～③のいずれか一つの提出(電子データのアップロード)が必要。

- ① 自動車運転免許証(写)
- ② マイナンバーカード(写)(マイナンバーの記載がない表面のみ)
- ③ 住民票(写)(マイナンバーの記載がないもの)

(3) 顔写真(本人確認用)

| 受験申請の種類 | 提出(アップロード)する写真の仕様 |
|-------------------|--|
| インターネット申請(新規・再受験) | ・顔写真は、デジタルカメラ、スマートフォン等で撮影されたデジタル写真(正面、無帽、上三分身、無背景の6か月以内のもの)とします。 (注) デジタル写真のファイル形式はJPEG、通常モード撮影のものとしてください。なお、高画質で撮影されたものはご遠慮ください。 |

VI. 受験手数料等

(1) 受験手数料：6,000円(非課税)

このほか、次の(2)①又は②のいずれか一つの費用が別途必要となります。また、試験結果レポートを希望される方は、さらに(3)①の費用が必要です。

(2) インターネット申請利用料等

- ① 新規受験申請：660円(税込)(システム利用料)
- ② 再受験申請：860円(税込)(システム利用料、事務手数料)

(3) 試験結果レポート(希望者のみ)

- ① 試験結果レポート手数料：140円(税込)
- ② 試験結果レポートの通知等
 - ア レポートは、別途申込みを行った受験者に通知します。
 - イ レポートには、総得点及び分野別得点について、それぞれ当該受験者の得点と受験者全員の平均点が表示されます。
 - ウ 申込み後におけるレポートの追加申込み、申込みの取消しはできません。

(注) 各申請方法でお申込み頂きました受験手数料等は、お返しできませんのでご了承ください。

Ⅶ. 申請方法の詳細

インターネット申請（新規・再受験）

(1) 申請方法

- 次表の申請形態（①個人等申請又は②団体申請）に応じてそれぞれに、必要な書面等の提出（申請サイトへの電子データのアップロード）が必要です。なお、両申請形態共通の留意事項は次のとおりです。
- ・試験センターのホームページ（<https://www.unkan.or.jp/>）から「申請サイト」にアクセスし、申込み手順に従って必要事項を入力（申請サイトへの申請者情報の登録）してください。
 - ・申請者の「電子メールアドレス（パソコン又はスマートフォンのメールアドレス）」が必要となります。
- （注）申請で利用されるインターネットシステムについては、推奨される OS 及びブラウザを、必ず確認してから申請してください。

| 申請形態 | 受験種類 | 受験者の要件 | 提出書面等 |
|----------------|----------------------------------|--|---|
| ①個人等申請 （※1） | 新規受験 申請 | なし | 受験資格を証明する書面等（前記 V.(1)） 受験者を証明する書面（同 V.(2)） 受験者本人の顔写真（同 V.(3)） |
| | 再受験 申請 | 次の両条件を満たす方に限定 ・令和2年度第1回運行管理者 試験以降に受験履歴がある方 ・氏名に変更がない方 | 受験者本人の顔写真（同 V.(3)） |
| ②団体申請 （※2） | 受験種類、受験者要件及び提出書面等は、上欄の①個人等申請と同じ。 | | |

※1：個人等（個人又はその代理人をいう。）で個々に申請する方法

※2：各企業において一括で取りまとめて申請する方法で、あらかじめ、団体情報の登録が必要となります。
（企業等で代理の方が個々に申請する場合は、団体申請の登録は不要です。）

なお、「団体申請」はパソコンのみ申請可能です。スマートフォンでは申請できません。

(2) 申請受付期間

令和6年12月9日（月）午前9時から令和7年1月15日（水）午後11時59分（厳守）までです。

(3) 試験会場及び試験日時の予約

提出書類の審査が完了すると、試験センターから書類審査完了のご案内メールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約してください。試験会場の座席の確保状況やお申込み状況などにより、満席となることがありますのでお早めにお申し込みください。

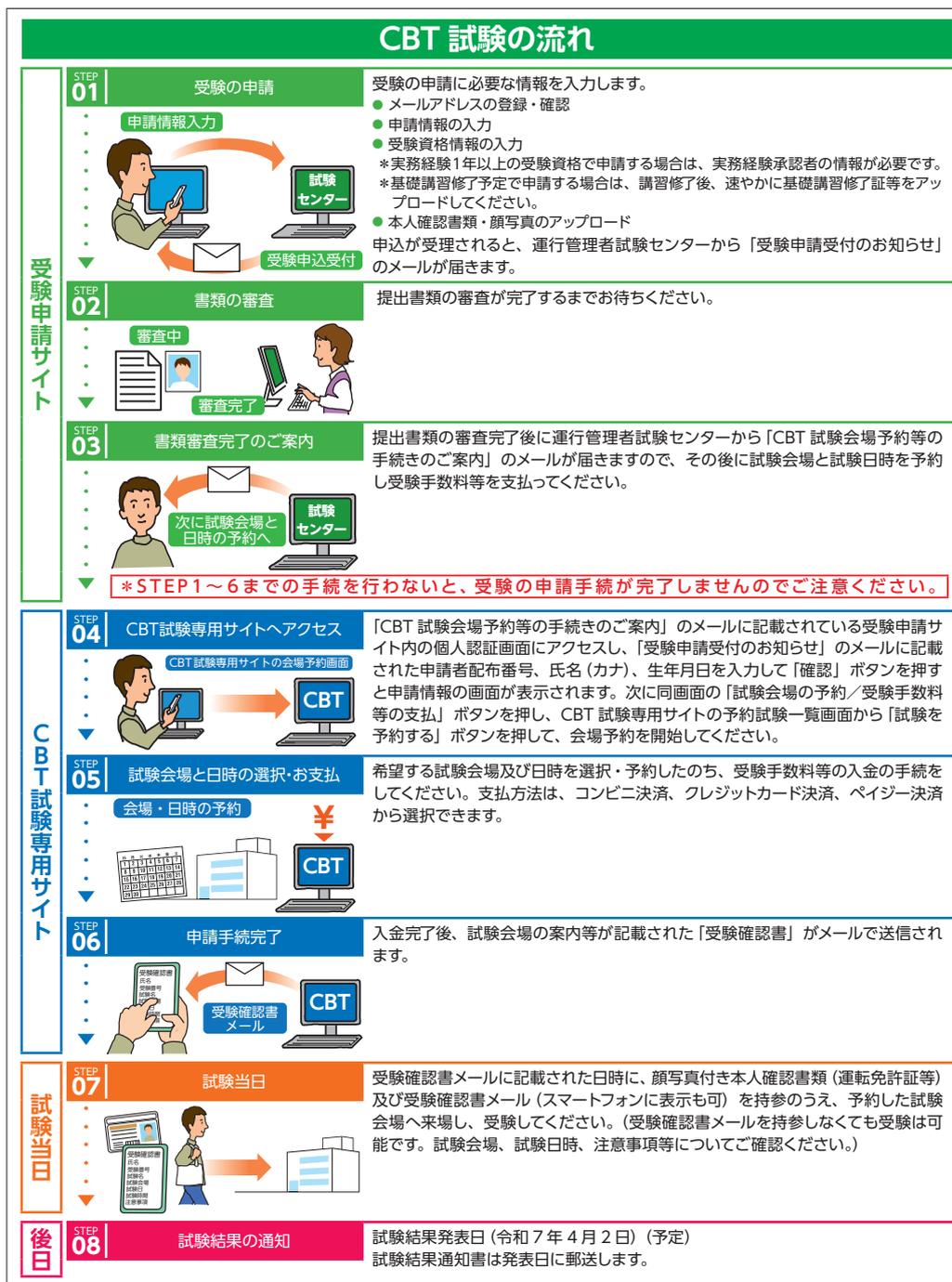
(4) 受験手数料等の支払方法

- ① 試験会場等を予約する際に受験手数料等の支払が完了すると予約が確定します。
- ② 支払方法は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済から選択できます。
- ③ 支払方法がコンビニ決済、ペイジー決済の場合は、令和7年2月14日までに試験会場等の予約をして、会場予約時に送られるメールに記載された支払期限までに受験手数料等の支払を完了してください。
- ④ 支払方法がクレジットカード決済の場合は、令和7年2月14日までに試験会場等の予約及び受験手数料等の支払を完了してください。

(5) 領収書は試験日の翌日以降にC B T試験専用サイトで発行することができます。

(6) 身体に障害のある方など特別な事情を有する方については、試験会場等を予約する前に運行管理者試験コールセンター（☎03-6635-9400）にご連絡ください。

CBT 試験の流れ



試験会場に関するご注意

- ・試験会場には受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。自動車で来場される場合は、ご自分で駐車場を確保してください。
- ・台風、豪雨、新型コロナウイルスの感染状況等の影響により、試験会場が閉鎖される場合があります。このような事態が発生した場合には、試験の振替え等について別途ご案内いたします。
- ・新型コロナウイルス感染症の対応として、試験会場でのマスクの着用については個人の主体的な選択を尊重します。

【お問い合わせ】 運行管理者試験コールセンター

TEL 03-6635-9400 (平日9時～17時はオペレータ対応)

申請に関するお問い合わせは1番、試験会場予約及び試験当日に関するお問い合わせは2番を押してください。
※オペレータ対応時間外は自動音声案内のみの対応となります。

令和6年12月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

運行管理者試験事前勉強会の開催について (ご案内)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記の通り開催致しますので、参加ご希望の会員様は下記申込票にて1月20日(月)までにご返信下さい。準備の都合上、定員50名(先着順)、期日厳守とさせていただきます。

なお、勉強会当日に資料代1名1,000円を徴収致しますので、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

この勉強会は試験受験資格の「運行管理者基礎講習」ではありませんので、ご注意ください。

敬具

記

1. 日 時 令和7年1月30日(木) 9時00分～18時20分
※受付8時30分より
2. 場 所 ホテルパールガーデン 本館1階「玉藻」
高松市福岡町2-2-1
3. 内 容 「運行管理者試験に向けての対応等」
4. 講 師 ヤマト・スタッフ・サプライ(株) ご担当者

参 加 申 込 票

会 社 名 : _____

受 講 者 名 : _____

メー ル ア ド レ ス : _____

※eラーニングでの過去問題演習時に必要です。

香ト協FAX: 087-821-4974宛ご返信下さい。

令和6年12月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・11回）、事故惹起運転者講習会（6回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

| | |
|------------------------------|-------------------|
| 第1回 令和6年 4月25日(木) | 第8回 令和6年12月 5日(木) |
| 第2回 5月23日(木) | 第9回 令和7年 1月30日(木) |
| 第3回 6月 6日(木) | 第10回 2月 6日(木) |
| 第4回 7月 4日(木) | 第11回 3月27日(木) |
| 第5回 8月29日(木) | |
| 第6回 9月26日(木) | |
| 第7回 10月24日(木) | |

<事故惹起運転者講習会>

| | |
|------------------------------|-------------------|
| 第1回 令和6年 5月 9日(木) | 第5回 令和7年 1月23日(木) |
| 第2回 7月11日(木) | 第6回 3月13日(木) |
| 第3回 9月12日(木) | |
| 第4回 11月 7日(木) | |

2. 開催時間 9：30～17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

| ✓印 記入欄 | 開催日 | ✓印 記入欄 | 開催日 |
|-----------|---------------|-----------|---------------|
| 終了 | 令和6年 4月25日(木) | | 令和6年 12月5日(木) |
| 終了 | 5月23日(木) | | 令和7年 1月30日(木) |
| 終了 | 6月6日(木) | | 2月6日(木) |
| 終了 | 7月4日(木) | | 3月27日(木) |
| 終了 | 8月29日(木) | | |
| 終了 | 9月26日(木) | | |
| 終了 | 10月24日(木) | | |

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

| ✓印 記入欄 | 開催日 | ✓印 記入欄 | 開催日 |
|-----------|--------------|-----------|---------------|
| 終了 | 令和6年 5月9日(木) | | 令和7年 1月23日(木) |
| 終了 | 7月11日(木) | | 3月13日(木) |
| 終了 | 9月12日(木) | | |
| 終了 | 11月7日(木) | | |

※開講時間は、9:30～17:00 (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック (✓) をお願い致します。
 ※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

| | |
|------------|----------|
| ふりがな 氏名 | 生年月日 |
| | 昭和 平成 |
| | 年 月 日 |

○派遣先データ

| | | | |
|------|---|-------|--|
| 会社名 | | | |
| 会社住所 | 〒 | | |
| 電話番号 | | FAX番号 | |
| 担当者名 | | 役職 | |

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

令和6年度厚生労働省補助事業

陸運事業者のための安全マネジメント研修



参加費
無料

～ 運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメント
システムガイドラインの一体化による効果的な運用 ～

この研修会は、安全性優良事業所の対象研修となります。

運輸安全マネジメント（運輸安全M）は輸送の安全の確保を、一方、陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（RIKMS：リクムス）は労働者の安全衛生の確保をそれぞれ主眼にしています。運輸安全Mは法律で義務化されているのに対し、RIKMSは努力義務にとどまっていますが、いずれも、事業者として取り組んでいかなければならない内容のものです。



この2つのマネジメントは安全水準向上のため、一連の過程として、共にPDCAサイクルを定めています。このため、各々別のルールを敷くのではなく、同じルールの上でサイクルを回していくことが効率的です。

この研修では、両マネジメントの一体的な取組方法について説明するとともに、マネジメントの肝となるリスクアセスメントの手法について解説します。

陸運事業者のための安全マネジメント研修

開催日時： 令和7年2月7日(金) 13:30～16:30

開催場所： 香川県トラック総合会館 5階大会議室
※駐車場は台数に限りがある為、乗り合わせ又は公共交通機関をご利用ください。

講師： 陸災防本部 安全管理士 中尾 陽 氏

定員： 約40名(先着順です。)

内容： (1) 「運輸安全M」と「RIKMS」の概要説明(30分)
(2) 「運輸安全M」と「RIKMS」の一体的運用方法について(60分)
(3) リスクアセスメントについて(90分)

受講証明： 本研修会を受講された方には、受講証明書を発行します。

問合せ先： 陸災防香川県支部 電話 087-851-6251 ※申込期限：令和7年1月24日(金)

参加申込書 (送信先FAX 087-821-4974)

| | | |
|----------|----------|------|
| ふりがな | | |
| 参加者氏名 | ① | ② |
| 事業場名 | | |
| 所在地 | 〒 - | |
| 電話・担当者氏名 | TEL() - | ご担当者 |

※参加申込書にご記入いただいた情報は、本セミナー及び当協会からの情報提供以外には使用いたしません。



事 務 連 絡
令和6年 11 月 13 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 香川県支部長 殿

香川労働局労働基準部健康安全課長

送気マスクの適正な使用等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、送気マスクにつきましては、空気中の有害物質の吸入による健康障害を予防する等のため、ろ過式呼吸用保護具（防じんマスク、防毒マスク等）が使用できない環境下においても使用することができるものとして、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）等においてその使用が規定されています。

しかしながら、清浄な空気が供給される送気マスクにおいても、顔面と面体との間に隙間が生じたこと、空気供給量が少なかったことなどが原因と思われる災害が発生したところであります。

このため、送気マスク使用上の注意事項を下記のとおりお示ししますので、貴団体におかれましても、本件趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場等に対する本件注意事項の周知等に、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1 送気マスクの防護性能（防護係数）に応じた適切な選択

送気マスクの選定に当たっては、日本産業規格（JIS T 8150：2021「呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法」及びJIS T 8153：2023「送気マスク」）

を参考に、作業者の顔面・頭部に合った寸法の呼吸用インタフェースを有する送気マスクを選択すること。

なお、別添のとおり使用する送気マスクの指定防護係数が次の式により求められる要求防護係数と比べ、十分大きなものであることを確認すること。

$$PFr = C/Co$$

PFr：要求防護係数

C：呼吸用保護具の外部の労働者の呼吸域における有害物質の濃度

Co：労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第577条の2第2項の規定による濃度基準値。濃度基準値が設定されていない場合には、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）や日本産業衛生学会などの諸機関が公表する職業ばく露限界値

酸素欠乏（空気中の酸素濃度が18%未満の状態）環境では、JIS T 8150において、指定防護係数1,000以上の全面形面体を有する給気式呼吸用保護具（送気マスク又は自給式呼吸器）を選択することとされていることに留意すること。

2 呼吸用インタフェースに供給する空気量の確保

送気マスクは、呼吸用インタフェースに十分な量の空気が供給されることで所定の防護性能が発揮されるため、その空気供給量に適した空気源、ホースなどを備えること。

なお、空気供給量を最小に絞った場合は、平均呼吸量としては十分でも、ピーク吸気時には不足する空気が面体内に漏れこむ可能性があるため、作業に応じて呼吸しやすい空気供給量に調節することに加え、十分な防護性能を得るために空気供給量を多めに調節すること。具体的には、取扱説明書を確認するほか、製造者に問い合わせる等により適切な空気供給量を確保すること。

また、送気マスクを使用する際は、有害な空気を吸入しないために、ろ過フィルターの定期的な交換のほか、清浄空気供給装置等を使用することが望ましい。給気式呼吸用保護具のための呼吸可能空気については、JIS T 8150に規定があるので参考にすること。

3 ホースの閉塞などへの対処

送気マスクに使われるホース（純正品でないものを含む。）については、手で簡単に折り曲げることができるものがあり、タイヤで踏まれたり、障害物に引っ掛かるなどのほか、同心円状に束ねられたホースを伸ばしていく過程でラセン状になったホースがねじれ、一時的に給気が止まることがある。このため、十分な強度を持つホースを選択すること、ホースの監視者（流量の確認、ホースの折れ曲がり等を監視することとともに、ホースがねじれないよう引き回しの介助等を行う者）を配置すること、ホースがその他の作業者の動線と重ならないようにすること、タイヤで踏まれないようにすること等の対策を講じること。

また、監視者を配置するに当たり、1人の監視者が複数の作業者を監視する場合には、適切に各作業者の状況が把握できるような体制とすること。

なお、給気が停止した際に、そのことを作業者に知らせる警報装置の設置、面体を持つ送気マスクでは、面体内圧が低下したことを作業者に知らせる個人用警報装置付きのものは、作業者の速やかな退避に有効であること。

さらに、IDLH環境（Immediately Dangerous to Life or Health:生命及び健康に直ちに危険を及ぼす環境）など非常に危険な環境では、給気が停止した際に対応するために小型空気ポンペを備えた複合式エアラインマスク、空気源に異常が生じた際にそのことを警報するとともに空気源が自動的に切り替わる緊急時給気切換警報装置に接続したエアラインマスクの使用が望ましいこと。

4 作業時間の管理及び巡視

送気マスクを使用している場合においても一定の有害物質の吸入ばく露があり得ることから、長時間の連続作業を行わないよう連続作業時間に上限を定め、適宜休憩時間を設けること。

また、法令に定める作業主任者に、その職務、特に作業計画及び作業場の巡視を行わせること。

さらに、夏季における船体の塗装区画内部等では、高温になることで有害物質の蒸発量が増し、その結果ばく露濃度が增大することがあり、熱中症とも相まって中毒を起こしやすいことに留意すること。

5 緊急時の連絡方法の確保

送気マスクを使用して塗装作業等の長時間の連続作業を単独で行う場合には、異常が発生した時に救助を求めるブザーや連絡用のトランシーバ等を備えるなど、緊急時の連絡方法の確保を行うこと。

6 送気マスクの使用方法に関する教育の実施

雇入れ時又は配置転換時に、送気マスクの正しい装着方法及び顔面への密着性の確認方法について、作業者に教育を行うこと。

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A Xにてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 0 3 - 3 4 5 3 - 7 5 6 1

| | | | |
|----------------|--|----------|--|
| 事業場名または 個人名 | | | |
| 電話番号 | | F A X 番号 | |
| 都道府県 | | | |
| メールアドレス | | | |

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

http://www.rikusaibou-kagawa.jp/

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 0 8 7 - 8 5 1 - 6 2 5 1



会員名簿の変更等について

令和6年12月1日

当協会発行の会員名簿(令和6年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

| ページ | 会社名他 | 変更内容 |
|-----|------------------------|---|
| 9 | 日本ルートサービス株式会社 高松事業所 | 【退会】 |
| 15 | アートバンライン株式会社 坂出営業所 | 【変更】 指定代表者 綾 秀彰 所在地 〒762-0004 香川県坂出市昭和町2-1-1 |
| 24 | 東洋物流 有限会社 | 【変更】 所在地 〒769-2521 香川県東かがわ市大内200-21 |

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。